

本居宣長とヤーコプ・グリム

—二つの《国学》—

堅 田 剛

一 ドイツの国学

国学の完成者といわれる本居宣長（一七三〇—一八〇一年）と、童話集で知られるヤーコプ・グリム（一七八五—一八六三年）の生涯は、半世紀ほどの前後はあるものの宣長の晩年において重なっている。ここでは、あえて同時代人としておきたい。江戸時代末期の国学者とドイツ三月前期の言語学者のあいだに、もとより直接の交流はない。けれども、彼ら二人の思想は、奇妙に似通っているように思える。

たとえば、宣長の「国学」と、グリムの「ゲルマン学」(Germanistik)である。ともに自然性に根ざした民族主義の表明であったが、それは国民の同定という政治性に裏付けられたものであった。政治性というのは、宣長にとっては幕藩体制の崩壊であり、グリムにとっては統一ドイツの創出である。

そもそも《国学》とは、学問的に国民なるものを確認する営みである。国家の根幹が揺らいだとき、国学のようなものはいつでもどこでも求められるのだろうが、しかしそれを学的体系として確立するのは容易ではない。体系を志す以上、そこにはなんらかの思想的基軸が必要とされるからである。

その点、グリムの場合は明瞭であった。というのも、彼はゲルマン民族に関わる歴史学と法学と言語学を統合して、「ゲルマン学」なる新たな総合的学問を提唱したからである。すなわち、グリムのゲルマン学には、民族性を核として、歴史と法と言語という三本の明瞭な統合軸が引かれていた。

宣長の「国学」もまた、国史学と国法学と国文学よりなる総合的学問とされることがある。とはいえ、このことは宣長によって必ずしも明示的に論じられていない。だとす

れば、宣長における歴史と法と言語の意味づけを検証することこそが、本稿の当面の課題となるであろう。

あらかじめここで断言することに躊躇いもあるけれども、宣長の「国学」とグリムの「ゲルマン学」は、洋の東西でほぼ同時期に発生した相似的な学問である。国学を大和学と言い換え、ゲルマン学を独逸学とすれば、その相似性はいつそう明らかになるはずである。

実は、国学とドイツ学の相似性を指摘する本稿の視点は、必ずしも私に独自のものではない。一九八五年に拙著『法の詩学——グリムの世界——』⁽¹⁾が出版された直後、私宛に皇學館大学の谷省吾教授から丁寧なお手紙を添えて冊子『ドイツの国学——グリム兄弟の学問——』（一九八四年）が送られてきた。標題に記されているように、そこにはグリムの研究を「ドイツの国学」と解する立場がすでに示されていた。谷教授の論点を要約するためには、以下の文章を引用するのが便宜だろう。

本居宣長は、自分の学問を「古学」と言ひました。グリム兄弟は、自分たちの学問を「古代学」、「アルタートゥームスヴィッセンシャフト」(Altertumswissenschaft) と称しました。アルタートゥーム (Alturtum) とは、古代、ヴィッセンシャフトとは学問、従つて、

「古学」と訳してもよいでありませう。本居宣長の「古学」を、いま、人々は「国学」と呼んでをります
が、グリムの「古学」⁽²⁾も同様に、「国学」と呼んでもよいものでありませう。

『ドイツの国学』は、講演記録という性格もあり、またグリム兄弟の業績紹介に主眼を置いていることもあって、必ずしも本居宣長の国学とヤーコプ・グリムの独逸学の関係を内在的に検討しているわけではない。このためには、先ず一体的な存在として捉えられがちなグリム兄弟について、とくに兄のヤーコプに焦点を当てること、次に本居宣長の思想に立ち入って、これをヤーコプ・グリムの思想と比較する作業が不可欠であるだろう。谷教授の直観はまことに鋭いものではあったが、講演では語り尽くせない詳細な検証がなお必要のように思われた。とはいえ、私自身も谷教授の問題提起にきちんと応えられないまま今日に至っている。だがいつまでも避けてはられない問題だと思うので、なんとか正面からの考察を試みてみたい。

たしかに「古学」は宣長とグリムの一つの接点であるが、これについてはもう少し説明を加えておく。グリムの場合、「アルタートゥームスヴィッセンシャフト」は、直接には彼の名著『ドイツ法古事誌』(Deutsche Rechtsgeschichte)

(一八二八年)の標題部分に反映されている。そこで「法古事」と総称されるのは、単に古代の法というよりは、これを構成する個別的・具体的な法慣習の数々である。しかもそれらの法古事は、中世キリスト教以前の、ゲルマン民族に根ざした法慣習の趣が強い。グリムにとって、ドイツとはゲルマンと同義なのであって、『ドイツ法古事誌』はゲルマン法古事誌のことなのである。

他方、村岡典嗣は「国学の学的性格」を文献学に求める。村岡はドイツ哲学にも造詣の深い国学研究者であり、以下の引用部分でも日本の国学とドイツの文献学の関係を論じている。

是に於いてか吾人は、かつて明治の新しい教養を受けた国学の先輩が、国学に擬するに、独逸の学界に発達して一往の成立を遂げた――而して時代的には寧ろ国学におくれた、一個の歴史的学問たる Philologie (文献学) を以てしたことを、而してその啓発によつて、吾人が旧著本居宣長(明治四十四年二月刊)のうちに、實質的にその意義を究め明らめたところを、今更に思ひ出さざるを得ない。⁽⁴⁾

村岡は文献学を持ち出してはいるものの、日本とドイツの類似性は、ここでは表面的なものに留まっている。けれども、文献学がロゴス(言葉)の学問であることをあらた

めて確認し、またグリムのゲルマン学こそ、ドイツ文献学を踏まえた総合的な学問であつたことに気づきさえすれば、まさに「国学の学的性格」として、宣長とグリムは直接につながるはずである。村岡の学問論は、しきりに「説明学的方面」と「規範学的方面」の区別にこだわる。⁽⁵⁾それは存在と当為を区別するカント哲学の影響を強く受けたことによるのだろうか、こうした前提に立てば、両者の区別に無頓着で、むしろ「混淆的傾向」そのものである国学については、その学問的性格を否定するか、あるいは過度に実証主義的な国学研究に邁進するか、いずれかの道しかないということになろう。

さて、グリムにおいてドイツ国とはゲルマン民族のことだと述べたが、同様のことは、やはりグリムの主著である『ドイツ文法』(第一部、一八一九年)と『ドイツ神話学』(一八三五年)についてもいえる。両著においても、ドイツとはゲルマン民族のことであつて、『ドイツ文法』『ドイツ法古事誌』『ドイツ神話学』の三部作は、それぞれゲルマン語の文法、ゲルマン民族の法慣習、ゲルマン民族の神話を主題とした画期的な研究書なのである。念のためにいえば、グリムの生きた時代には、「ドイツ」という名の近代国家はまだ存在しない。にも拘わらず、グリムが「ドイツ」なる観念的な名称を用いたのは、ゲルマン民族の古事を確認

することによって、ゲルマン民族による近代的統一国家を志向したがゆえである。ちなみに、「ドイツ」が近代国家として統一されたのは一八七一年であり、明治維新より三年後のことである。

ところで、『ドイツ法古事誌』の主題が〈法〉であるように、ドイツ文法』は〈言語〉を、『ドイツ神話学』は〈歴史〉を主題としている。少々強引ではあるけれども、文法は言語の規範であるし、神話とは良くも悪くも本源の歴史であるのだから、こうした言い換えも十分に可能である。すなわち、グリムのドイツ三部作は、〈歴史〉と〈法〉と〈言語〉の三視点からする、ゲルマン民族性の同定作業であった。しかもこのことは、グリム兄弟の名による『子供と家庭のメルヒェン』(第一巻、一八二二年、いわゆるグリム童話集にも、さらには畢生の大作となった『ドイツ語辞典』(第一巻第一分冊、一八五二年)にも当てはまる。結局、ヤーコプ・グリムの「古学」は、全体として、〈歴史〉と〈法〉と〈言語〉のトリアーデ(三肢構造)⁶⁾によって構成された、民族固有の学として総括できることになる。

ようやくここに、本居宣長とヤーコプ・グリムによる二つの《国学》を比較する基盤が整ったように思う。すなわち、第一に民族性の問題、第二に〈歴史〉と〈法〉と〈言語〉のトリアーデの問題である。

民族性については、グリムの「ゲルマン」に宣長の「やまと」を対応させることに異論はないだろう。グリムがゲルマンの古代によって近代ドイツを再編しようとしたように、宣長にとつての「やまと」も、幕藩体制下にあつて来たるべき「日本」を展望する試みであつたからだ。

だが〈歴史〉と〈法〉と〈言語〉のトリアーデは、あくまでもグリムの方法論であるから、宣長に同様のものが見出せるとはかぎらない。そもそも、グリムを基準にして宣長を評価するという方法自体に疑問を呈する向きもあるだろう。

とはいえ、グリムの学問を「ドイツの国学」に擬えることに留まつていたのでは、宣長の国学を基準にしたうえでドイツに似たようなものを見出す仕方から抜け出すことができなくなってしまう。下手をすれば、日本の国学はやはり日本固有のものだとする、偏狭な自国中心主義に舞いつつてしまう危険さえ免れない。あえてグリムから発想する所以である。

本居宣長にとつて、〈歴史〉と〈法〉と〈言語〉とは、それぞれのように理解されていただろうか。まずは、その個別的な検証から始めてみたい。

二 初めに言葉ありき

歴史と法と言語のトリアードといっても、この三肢構造の要素としての〈歴史〉と〈法〉と〈言語〉を語る順序には格別の意味はない。本居宣長に則してこの三つの視点を同格のものとして取り扱えるかはともかく、さしあたりグリの方法論に即してそのように並べてみたにすぎない。

ヤーコプ・グリムは、師のサヴィニーとともに、「歴史法学」(geschichtliche Rechtswissenschaft)の主要な担い手であった。とはいえ、サヴィニーの学問観が汎論理主義の傾向を帯びていたのに対して、グリムにとつての学問とは、あえて厳密性を否認したうえで、論理的言語よりは象徴的言語によって語るべき知的営みであった。より端的に述べらるならば、グリムの場合、〈歴史〉も〈法〉も、専門家の学術用語よりも、民衆の日常的言語で語られねばならない。この点を強調するならば、〈歴史〉も〈法〉も結局のところ〈言語〉へと集約されることになる。いうまでもないが、歴史を語るのも法を語るのも〈言語〉によるからである。実際、グリムの歴史法学は、最終的には言語そのものの蒐集たる『ドイツ語辞典』の編纂へと向かっていった。この通称「グリムの辞典」の扉には天使の像が描かれており、この天使は「初めに言葉ありき」(im anfang war das wort)

と記された銘板を掲げている。⁽⁷⁾『新約聖書』ヨハネ伝冒頭の「はじめにみことば^{ロゴス}があった。みことばは神とともにあった。みことばは神であった」を踏まえたものであり、これはまた『旧約聖書』創世記冒頭の「神は天と地をつくられた、それが始まりであった」を踏まえている。⁽⁸⁾

こうしたヤーコプ・グリムの問題意識から連想されるのは、『古事記』および『古事記伝』における同様の視点である。少々煩わしいが、漢文原文に、本居宣長による訓をルビで付して表記する。これによれば『古事記』の実質的な冒頭箇所は、次のようになる。すなわち、「天地初発之時^{トキ}於高天原成神名天之御主神」⁽⁹⁾とある。『聖書』創世記と『古事記』の記述の重なり具合は一目瞭然であるが、およそ創世神話とは「神」と自然の関係から説き起すものであるうから、ここでそうした外形的類似を過大に評価しようというわけではない。

それよりも、「初めに言葉ありき」と代表されるような、グリムと宣長の共通の方法論にこそ注目しておきたい。そもそも『古事記』原文に付された訓は、単なる振り仮名ではなく、宣長による解釈である。さらにいえば、宣長の解釈とは、原文の漢文臭を極力排除して、本来の大和言葉を復元する試みであった。たとえば宣長によれば、「天地」は「阿米都知^{アメツチ}」と訓じられるべきであり、「神」は「迦微^{カミ}」

と訓じられるべきなのである。しかも「都知」については一応の説明はあるものの、「阿米」と「迦微」についてはその「名義は未だ思ひ得ず」と、きわめて素っ気ない⁽¹⁰⁾。宣長畢生の大業『古事記伝』は『古事記』の註釈書だと誰もが思うが、その本質は漢字^{カラモジ}を古語(大和言葉)に書き換える解釈的作業なのである。

表面だけを眺めれば、『古事記伝』は、テニヲハの助字は別としても、フリガナだらけの非常に読みにくい逐語的な註釈書である。文字をもたなかった大和民族は、中国から漢字を借用して、まずは万葉仮名として漢字の意味と無関係に表音文字として利用し、つぎに漢字の字体から表音文字としての片仮名と平仮名を發明し、ついには漢字の表意性と仮名の表音性を組み合わせて漢字仮名混じりの国語表記法を開発してきた。江戸後期の宣長は、こうした歴史に逆行するかのようにして、漢文を大和言葉に読み換えようとする。「殊に字には拘はるまじく、たゞ其意を得て、其事のさまに随ひて、かなふべき古言を思ひ求めて訓べし⁽¹²⁾」。この困難な作業こそ、宣長にとっての「初めに言葉ありき」であった。

一方、グリムにとつての「初めに言葉ありき」は“im anfang war das wort”と綴られている。近代以降のドイツ文の表記は、“Im Anfang war das Wort.”のように、文

章の初字と名詞の初字は大文字で書かれるから、グリムの表記法は、一種異様な感じを与える。他のヨーロッパ語の場合には、文章の初字はともかく、名詞も固有名詞以外は初字を小文字で書くのだから、そしてドイツ語もかつては同様であったのだから、それに従ったまでもいえる。実際、グリム自身もそのように弁明したこともある。だがそこには、比較言語学の立場からの、より積極的な意図が込められていた。

グリムはヨーロッパ諸言語の名詞を、音韻の相関と変化の視点から比較することによって、「グリムの法則」(Grimmsches Gesetz)といわれる子音移動の規則性を発見した。それは、無声破裂音(p, t, k)→帯気音(bh, dh, gh, th, ch)↓有声破裂音(d, b, g)↓無声破裂音……、のように、各言語の音が循環的に推移するという規則性である。これに伴い、その音を表記する文字も並行的に変移する、ということになる。こうした比較のためには、各言語の名詞を並べるにあたって、ドイツ語だけが「大文字」というのは視覚的にも邪魔であったのかもしれない。

とはいえ、グリムは、比較言語学的研究の範囲に留まることなく、他のすべての著作においても独自の表記法を用いているので、これは十九世紀のドイツ文としてはやはり読みにくい。現代ドイツ文における名詞初字の大文字表記

と他の品詞の小文字表記の組み合わせは、感覚的には現代日本文における漢字仮名混じり書きに似ており、結果として名詞を視覚的に浮かび上がらせる効果をもたらしている。

もちろん、日本文では、名詞以外の品詞も漢字で書けるにはちがいないが、漢字の多用は堅苦しさなど別の弊害を生むことにもなる。助詞はもとより、接続詞や副詞や形容詞や動詞がしだいに仮名表記に変わっていくとしても、名詞の漢字表記は将来も残ることであろう。日本語には同音異義語がきわめて多いので、意味の区別のためには部分的にせよ漢字表記も必要だからである。このことは、日本文の全面的な仮名書きやローマ字書きが、ことごとく失敗したゆえんでもある。ワープロの発明により、漢字変換が容易になったことも、漢字仮名混じりの表記法を永続化させるであろう。

それはともかく、ヤーコプ・グリムによる名詞の小文字化と、本居宣長による『古事記』註釈は、まったく別の出来事でありながら、その方向性には似通ったものがある。すなわち、それは言語をとおしての民族性の確認である。原ドイツ語としてのゲルマン語も、当初は文字をもたなかったが、やがてローマ人の言葉としてのラテン語に倣ってアルファベットを借用するようになった。とくにゲルマン民族の国家が神聖ローマ帝国を名乗って以来は、ゲルマ

ン人の生活は、外来のローマ語（ラテン語）による公的な文化と、固有のゲルマン語（ドイツ語）による私的な文化との二重の性格を帯びるようになった。神聖ローマ帝国時代の末期に生まれたグリムにとって、民族性の確認とは、とりわけ公的な言語に結び付いたローマ的なものを相対化することから始められるべきものであった。ドイツ語の名詞には今や分かちがたいほどにローマ的文化が浸透している。名詞の小文字化は、遅ればせながらその相対的な排除の試みであったのかもしれない。

宣長が『古事記』の漢文を、大和言葉としての仮名に引き寄せて註釈し、こうして大和の民族性を確認しようとしたように、グリムもまた名詞を小文字化してローマ性を薄め、同時にゲルマン性を明らかにしようとした。その意図は似ているが、完璧を期すにはすでに遅すぎた点でも二人はよく似ている。宣長は江戸末期、グリムは十九世紀の人である。日本ではとうに漢字仮名混じり文が定着し、ドイツでも名詞の大文字表記がすでに定着していた。にも拘わらず、宣長は『古事記伝』を書き、グリムは『ドイツ法古事誌』を著した。彼らの「古事」へのこだわりは、いかにも時代錯誤的にみえたはずである。

ところが、歴史とはまことに皮肉なものである。古事に執着するあまり、時代遅れにもみえた宣長もグリムも、国

家の近代的再編という眼前の方針としてはかえって脚光を浴びることになる。すなわち、国学もしくはゲルマン学の誕生である。

宣長の時代、鎖国政策の下で儒学は幕藩体制を支え仏教は単なる習俗と化していた。開国を迫る外圧の高まりの中で、新たな国民国家を建設する思想的基盤として「国学」が求められたのは当然の成り行きであった。またグリムの時代、近代ローマ帝国ともいえるナポレオンのフランスによってドイツ全土が占領された。当時のドイツは、幕藩時代の日本のように、神聖ローマ帝国としての名目上の中央政府は存続していたものの、三百以上もの領邦国家や自由都市に分立していたため、市民革命を経て国民国家を完成させたフランスの敵ではなかった。そしてようやく勃興したドイツの民族主義に思想的基盤を提供したのが、グリム提唱の「ゲルマン学」であった。

宣長の国学にせよ、グリムのゲルマン学にせよ、それが政治に利用されるとき、各々の民族主義にある種の危うさが伴うことは否定できない。本居宣長の学問としての国学は、平田篤胤の国粹思想となつて幕藩体制を破壊したが、明治日本の近代化のためには、現実には建前としての欧化主義を導入せざるをえなかった。かくして明治以降の日本は、神聖ローマ帝国下のドイツに似て、公的な合理主義と

私的な非合理主義とが二重に存在することになった。ヤーコプ・グリムのゲルマン学も、三月革命までは政治を牽引したが、この革命が挫折したことにより、合理主義の学問の主流から外れて傍系に留まった。しかしながら、ローマ的な個人主義的合理主義が行き詰まるたびに、ゲルマン的な団体主義的非合理主義は繰り返し登場することになる。⁽¹³⁾とはいえ、先を急いではなるまい。宣長の国学とグリムのゲルマン学、この二つの《国学》について、もう少し内在的な検討が必要であろう。

三 「古事」への逆行

ヤーコプ・グリムの『ドイツ法古事誌』は、ゲルマン民族の民族性を法古事にまで遡って確認しようとした企てである。法古事とは法慣習のことであるが、グリムはゲルマン民族の多様な法慣習を紹介することによって、《法》と《歴史》の本来的に切り離しえない関係を明らかにしようとした。法古事そのものは、いかなる文化の下にも存在する。けれども法の近代化に伴って、法的言語は歴史性を剝奪されて普遍的な概観を帯びることになり、法古事は前近代的な法慣習としてしだいに顧みられなくなる。

ドイツの歴史法学は、フランスの普遍主義的な自然法論に抗して、ドイツ固有の《法》を歴史的に探求すべく創始

された。ナポレオン後のヨーロッパ再編のためにウィーン会議が開催されていた一八一四年に、歴史法学は誕生した。創始者は、サヴィニーとグリムの師弟である。ところが、〈法〉の歴史的研究とはいっても、師のサヴィニーが、中世のローマ法を対象として、近代ドイツ法学を確立することを目指したのに対し、弟子のグリムはゲルマン法の探求から、ゲルマン民族の歴史やゲルマン民族の言語そのものの研究へと向かった。中世以降、ドイツは神聖ローマ帝国を名乗り、ローマ法を継受した。こうして、公的なローマ法と私的なゲルマン法との二重の法状況が出現した。

歴史法学派は、法の〈歴史〉に対する関心は共有しながらも、研究対象としての〈法〉をめぐる、当初よりローマ法派（ロマニステン）とゲルマン法派（ゲルマニステン）とに分かれていた。前者の代表がサヴィニーであり、後者はグリムによって代表されていた。もとより、民族主義的な国民運動を領導したのは、グリムたちゲルマニステンである。

一八四六年、ゲルマン法学者のヤーコプ・グリムは、ゲルマン史学者とゲルマン文学者に呼びかけて、フランクフルトでゲルマニステン大会を主宰した。⁽¹⁴⁾すでにグリムは、『ドイツ法古事誌』の他に『ドイツ文法』や『ドイツ神話学』を公刊しており、彼自身が〈歴史〉と〈法〉と〈言

語〉を一体のものとして研究していた。議長に選出されたグリムは、史学と法学と文学の三つの学問を統合した「ゲルマン学」を提唱した。もはや、「ゲルマニステン」という呼称も、歴史法学内の一派を指すのではなく、ゲルマン学の担い手を総称するものに変質したのである。

ゲルマニステン大会は、ゲルマン学という新たな学問を立ち上げるための学会であったにはちがいないが、初めから政治的集会の様相を呈していた。この大会は、ドイツの諸領邦を民族主義的に統一する、との政治的目標を明確に有していたからである。

一八四六年の第一回大会、翌年の第二回大会で掲げられた政治目標は、四八年の三月革命および同年のフランクフルト国民議会へと継承されていた。ゲルマニステン大会で議長に選出されたグリムは、フランクフルト国民議会の議員に選挙された際には、議長席の真ん前に特別の議席を与えられている。三月革命へといたる国民運動の象徴的存在として、グリムが政治的に意味づけられていた証である。

これに対して、本居宣長の場合には、彼の国学を政治と直結させるのはまだ早すぎる。グリムのゲルマン学が〈歴史〉と〈法〉と〈言語〉のトリアードとして総括できるように、宣長の国学についてもその内的構造を確かめることを優先させたい。それは宣長にとっての「古事」の意味を

顕在化させることにもなるからだ。

宣長が『古事記』を解釈する姿勢は、すでに引用したように、「殊に字には拘はるまじく、たゞ其意を得て、其事のさまに随ひて、かなふべき古言を思ひ求めて訓べし」というものであった。ここに、〈意〉〈事〉〈言〉という三つの要素が含まれていることに留意したい。これに関連して以下に宣長の註釈を引用する。おそらくは、『古事記伝』の中で最も重要な一節である。

抑意と事と言とは、みな相称^{アヒカサ}へる物にして、上ツ代は、意も事も言も上ツ代、後ノ代は、意も事も言も後ノ代、漢国^{カウ}は、意も事も言も漢国なるを、書紀は、後ノ代の意をもて、上ツ代の事を記し、漢国の言を以テ、皇国の意を記されたる故に、あひかなはざることも多かるを、此記は、いさ、かもさかしらを加へずて、古へより云ヒ伝へたるまゝ、に記されれば、その意も事も言も相称^{アヒカサ}て皆上ツ代の実なり。

小林秀雄は、右の引用文のすぐあとに続く「すべて意も事も、言を以て伝ふるものなれば」を引用して、〈言〉への還元を示したうえで、〈意〉は「心ばえ」、「事」は「しわざ」と解している。だが「意」とは、単なる意味というよりも精神、「事」とは事実というよりも事柄、「言」とは文字としての言語というよりも語りとしての言語としたほ

うが、相互の関係がいつそう明確になるだろう。このようにやや緩く解することによって、たとえば、意は事として現象し、意も事も言によつて表現される、という相関関係が浮き彫りになる。

ここにみられる〈意〉と〈事〉と〈言〉の「相称」を、神野志隆光は、相まって一体であること、つまり「三位一体」と説明している。⁽¹⁷⁾蛇足ながら、宣長にとつて「古事」とは端的に古き〈事〉であつたように、〈意〉とは古き意、〈言〉とは古き言にはかならない。〈意〉と〈事〉と〈言〉の三位一体とは、宣長による「古学」としての国学の基本的骨格を構成している。ちなみに、文中の「書紀」は『日本書紀』、「此記」は『古事記』のことである。要するに、前者は漢国の言葉でもつて大和心を表そうとしたが、後者は大和言葉でもつて大和心を表そうとした。宣長が『日本書紀』ではなく『古事記』の註釈に挑んだ理由も、おのずから明らかであるだろう。

したがって、この引用文には、宣長が註釈の対象に『日本書紀』ではなく『古事記』を選んだ理由や、「漢学^{カウマナヒ}」を排して「古学^{フルコトマナヒ}」を選ぶ理由も含まれているのだが、これについてはもはや詳論するまでもあるまい。宣長は、すでに漢文的表記にまみれた『日本書紀』よりも、なおも古言の薫りを残した『古事記』のほうに、国学の可能性を認め

ためである。

さらにもう一つ、引用箇所で気になるのは「さかしら」という言葉である。つまり賢そうに振る舞うことに対する嫌悪感が含まれた言葉であるが、『古事記伝』の全体として冷静な口調の中で、そこだけ宣長の感情が突出しているように思える。文脈からすれば、外国（漢国＝中国）の言葉で日本（皇国）の精神（意）を表記できるとする態度を、宣長はさかしらな「漢意」として強く非難しているのである。もっとも、長谷川三千子は、「日本人であること」を発見してしまった宣長にとって、「漢意」こそ出発点であったと逆説的に論じている。「漢意」は「やまとごころ」の単純な対概念ではなかったという⁽¹⁸⁾ことであり、まことに卓見である⁽¹⁹⁾とせねばならない。

学知のあり方という意味で、本居宣長の「さかしら」から連想するのは、ヤーコプ・グリムの「厳密性」である。『古事記伝』の完成から約五十年後、一八四六年のゲルマニステン大会で、議長グリムは「厳密でない学問の価値について」と題する基調講演をおこなっている。グリムによれば、物理学や数学や化学は厳密な学問といえるが、ゲルマン学を構成する歴史学や法学や言語学は、いずれも厳密性とは馴染まない学問であり、かえってそこにこそ価値があることになる。こうした反語的な物言いは、直接には、

同時期に厳密な法学を完成させつつあった師のサヴィニーに向けられたものである。サヴィニーはローマ法を基礎にドイツ法学を構築しようとしたが、こうした方針は、ゲルマン法に立ち返って民族性を確認しようとしたグリムからすれば、容認できるものではなかった。

グリムのいう厳密性とは、実証性や論理性や普遍性のことであるが、それはしよせん外国からの借り物であって、ゲルマン民族本来のものではない。少なくとも、法学や歴史学や言語学のような厳密性を標榜する学問が、本当に人間の学知に相応しいか否かは、立ち止まって検討してみる価値がある。グリムがそうように考えたとすれば、いうところの「厳密性」と宣長のいう「さかしら」との間に、それほど大きな距離はない。

とはいえ、ドイツのグリムが敵対したのは、狭くはローマ法の法学、広くはフランス由来の啓蒙主義的合理性であったから、それこそ歴史的背景の異なる日本の宣長にただちに関連づけるわけにはいかない。にも拘わらず、学問における他国からの借り物に対する批判的な視点はこの二人に共通しており、これこそが学知の基本であることに変わりはないのである。

本居宣長における〈意〉と〈事〉と〈言〉の三位一体と、ヤーコプ・グリムにおける〈歴史〉と〈法〉と〈言語〉の

トリアーデを、安易に重ね合わせようというのではないけれども、少なくとも、「古事」への遡行、言語への還元、そして「民族」の発見、といった三点にわたって彼ら二人に共通する方法論を認めることには異論はあるまい。このうち、「古事」への遡行については本節で、言語への還元については前節で述べてきた。残るのは、宣長とグリムにおける「民族」論もしくは「国民」論である。節をあらためて論じてみたい。

四 「国民」の創出

一八四八年の三月革命を受けて、フランクフルトでドイツ統一のための国民議会が開催された。フランクフルト国民議会がゲルマニステン大会の延長線上に位置づけられること、選出された議員たちの中でヤーコプ・グリムが格別の存在であったことについては、すでに述べたとおりである。いわゆる三月前期の自由主義的な国民運動において、グリムはまことに象徴的な英雄であった。

あらためて振り返るならば、一八一二年にグリム兄弟によって出版された『子供と家庭のメルヒェン』は、童話や民話を発掘することで民族の歴史（『物語』への関心を広く喚起した。一八一四年の法典論争の主役は師のサヴィニーであったが、歴史法学の立ち上げはロマニストのサ

ヴィニーのみならず、弟子でゲルマニストのグリムの協力によって実現しえた。

一八三七年のゲッティンゲンの七教授事件は、ハノーファー王国における憲法擁護運動であったが、罷免された七教授にグリム兄弟が含まれていただけでなく、とくに兄のヤーコプが首謀者として国外追放されたことによって、この事件は、ウィーン体制下の復古的風潮に抗する全ドイツ的な国民運動の契機になった⁽²⁰⁾。そして一八四六年と四七年のゲルマニステン大会は、その議題においても参加した大学教授たちの顔ぶれからしても、四八年のフランクフルト国民議会を準備するものであって、その中心に、ヤーコプ・グリムがいたのである。

国民議会の最大の目的は、政治的にはもちろんドイツの統一であったが、それは法的には憲法の制定として表現されるべきものであった。フランクフルト憲法の、厳密に言えばいわゆる人権宣言の第一条に、グリムが次のような文言を提案していたことは、今日ではほとんど知られていない。

すべてのドイツ国民は自由である。ドイツの国土はいかなる奴隷状態も容認しない。ここに留まる外国の非自由民をドイツの国土は自由にする⁽²¹⁾。

いうまでもなく憲法は一国の最高法規であり、全体とし

てその国のあり方、つまり国体を対内的および対外的に宣言するという性格を有している。したがってその第一条は、とりわけ国体の根本を端的に表現するものとなる。

たとえば、大日本帝国憲法の第一条は「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあつて、君主国としての国体を明示している。また周知のように、現行の日本国憲法第一条は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とあるが、このように天皇条項を残すことによって、旧憲法との連続性を示している。ちなみに、現行のドイツ連邦共和国基本法の第一条第一項は「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ、これを保護することは、すべての国家権力の義務である」となっている。⁽²²⁾このように、君主の地位や国家の性格を規定することにより、憲法の基本的性質を表示するのが第一条の役割なのである。

こうした法的かつ政治的な文言と比べると、グリムの提案は、直接には統治機構ではなく人権宣言に関わるとはいえ、いかにも文学的にみえる。だがそこには、ドイツ特有の時代状況がある。ドイツの近代化は、ナポレオン後のウィーン体制の下で、バイエルン王国、ザクセン王国、ハノーファー王国といった領邦国家における憲法制定として始まった。憲法を有するということは、その政治体が独立

国家であるということだから、そうした領邦国家群を踏まえてなお国家統一を図るということは、ドイツを連邦国家(Bundesstaat)もしくは国家連合(Staatenbund)として構想することにほかならない。いずれにせよ、そうした国家形態の枠組みとして、グリムは言語の共有を想定した。

そもそも「国民」(Volk)は国家の存在を前提にするが、国家が成立するためには「民族」(Volk)なる枠組みが有効だ、という厄介な関係がある。少なくとも近代の「民族」(Volk)国家は、そうした危うい理念をもっていた。国家はもはや国王の所有物ではないが、かといって国民に実体がない時代の、過渡的な国家形態である。もちろん、「民族」と「国民」とは重なりながらも微妙にずれる。

ゲルマニストのグリムは、「民族」の側から「国民」の線引きをおこなおうとした。「民族」は文化的概念であるから、それは結局のところ「言語」の同一性に還元される。たしかに、それが「国民」創出のための手段である以上は、包摂性とともな排他性を有することになる。しかし言語による排他性は、人種による排他性に比べれば、そもそも境界が曖昧なものであるだろう。

しかしながら、グリムの第一条提案は国民議会の多数の支持を得ることはできなかった。そもそもグリムは政治的な人間ではなかったし、議会では観念的な政治ばかりが横

行していたためかもしれない。結局、フランクフルト憲法の第一条は、「ドイツ帝国^{ライヒ}は、従来のドイツ同盟の領域から成る」(Das deutsche Reich besteht aus dem Gebiete des bisherigen deutschen Bundes)という、きわめて現状追認的なものになった。⁽²³⁾要するに、ドイツの統一は領邦国家の単なる連合体に変質したのである。しかも、皇帝としてプロイセン国王を推挙したものの、肝心のフリードリヒ・ヴィルヘルム四世にこれを拒絶されたことにより、三月革命も国家統一も瓦解したのであった。領邦段階の「国民」は存在しても、いまだ統一ドイツ段階の「国民」は誕生していなかったのである。⁽²⁴⁾グリムの理想は、儼くも潰えた。

ヤーコプ・グリムは「国民」を言語的共同体として発見したのだが、本居宣長の場合には「国民」は苦勞して発見するまでもなく、自明なものであった。日本は島国であって、国土の境界は自然の海岸線によって確定されており、その範囲内に居住する人々を日本国民とすることが容易であったからだ。よく知られているように、晩年の宣長は、自身の肖像画に付した文字どおりの自画自賛に、次のように記している。

しき嶋の やまとごゝろを 人とはゞ 朝日に、ほふ
山ざくら花

宣長にとって「やまとごゝろ」とは、ことさらに問うべ

き対象ではなかった。問おうとしても、せいぜいが例の「漢意^{かんい}」からの逆照射以上の答えを期待することはできない。「漢意」とは、単なる外国かぶれのことではなく、そもそも「万の事の善惡是非を論ひ、物の理りをさだめいふたぐひ」であり、「当然理^{シカアルベキコトワリ}」のことである。⁽²⁵⁾ところが、「漢意」については辛うじて説明しうるとしても、「やまとごゝろ」となると、是非善惡も当然理も越えて、問うも愚かということになるかのである。

この「漢意」につき、小林秀雄は該当箇所を全文引用しながらも「論を急ぐまい」として、事実上解説を断念しているが、長谷川三千子は「やまとごゝろ」の対概念ではないとしつつも、逆説的に「日本人であること」を浮かび上がらせている。⁽²⁶⁾言葉には出来ずとも、日本人なら「やまとごゝろ」が備わっているはずで、「やまとごゝろ」を備えている者こそ日本人だということだろうか。さらに長谷川は、直接には「漢意」について、それは「文化」の問題であるが、どの民族にも「自然な心のはたらかせ方」があるとして、自然と文化を混ぜ合わせつつ、「こころ」の問題を文化相対論へと転じてしまう。⁽²⁷⁾

小林にしても長谷川にしても、宣長を単純な国粹主義から救おうとするあまりか、問題が循環するばかりで一向に言語化されないのだが、その責任は、もっぱら宣長の側に

ある⁽²⁹⁾。「やまとこゝろ」とは何ぞやとの問いに「山ざくら」としか答えないのでは、それは問答無用ということと同様で、まともな議論にはなりえない。

本居宣長の国学を再評価しようとするとき、平田篤胤の国学との間に一線を引くためか、宣長は狂信的な国粹主義とは無縁であったかのように論じられがちである。だが、子安宣邦はあえて宣長の国粹主義に注目している。要約して紹介するならば、それは同時代の藤(藤原)貞幹による日本語の朝鮮半島渡来説に対して、宣長が猛烈に反発して「狂人の言」と罵倒したという逸事に関わる⁽³⁰⁾。

そもそも宣長の『古事記』註釈は、漢語を排して固有言語の「やまとことば」を発掘する試みであったのだから、宣長からすれば自身の研究を全否定された思いであったのだろう。それにしても、一定の歴史的時点での他国からの文化的影響さえ認めようとしなない態度は、議論以前の感情の表出でしかない。

ともに「初めに言葉ありき」を出発点にしながら、「国民」の範囲に関するかぎり、本居宣長とヤーコプ・グリムの思想は大きく異なる。宣長にとって「やまと」とは自明の地理的境域であって、古来そこに居住してきた人々の末裔が「国民」であったが、グリムにとっては、「国民」の範囲を確定するためには、民族という文化的な境界をあら

ためて設定する必要があった。

言語についていうならば、宣長にとっての「やまとことば」は、漢字を飾い落としさえすれば必ずや残る、純粹な固有日本語であった。それは疑うべくもない一国的な存在なのであって、それをしも外国からの渡来物であるとの説には、「狂人の言」として感情的に非難するほどであった。しかしながら、固有言語の実在はともかく、すでにはるかな昔から漢字仮名混じり文が日本語の標準的な表記法になっていたのだから、宣長の努力は本質的に達成不可能であるし、実益にも乏しい。

だがグリムにとってのゲルマン語とは、現に民衆のあいだで用いられているドイツ語のことであって、学術用語として影響力を残しているラテン語と比べても日常的な言葉である。しかも、ゲルマン＝ドイツ語は、他のインド・ヨーロッパ系諸言語に連続的につながっていくということが、彼自身の比較言語研究の成果として証明されている。けっして一国的に孤立した言語ではないからこそ、ドイツ語を話す人々の地域的範囲を確定することが、そのままドイツの「国民」を明確化することにもなりうるのである。ただし、それは現実政治からは、かけ離れたものであった。すでに領邦国家の存続を前提にしてドイツ同盟が成立しており、グリムの標榜する「国民」は、領邦国家の各国民を

超えた統一ドイツの「国民」にまでは成熟しなかったからである。

本居宣長の国学は、国民の創出には早すぎた。学問としての国学が国民を創出するためには、たとえば平田篤胤のような政治に直結した国学の登場が待たれることになった。他方でヤーコブ・グリムのゲルマン学は、国民の創出のためには遅すぎたのかもしれない。ドイツは伝統的に領邦国家の独立性が強く、それらを統轄する強大な中央集権国家の登場を妨げた。国民国家としての統一が眼前の課題になったときでさえ、ドイツの諸国民は緩やかな国家連合を選択したのである。

にも拘わらず、宣長とグリムの《国学》は、「国民」の創出のためには不可欠の学問であって、一八四八年のドイツ三月革命と一八六八年の明治維新の思想的基盤となったことは否定できない。ただし、《国学》が必要とされるのは、その国にとって不幸な時代でもあるようだ。

近代国学の折口信夫は、国学院大学の新入生を前にした講演で、「国学が認められる時には世の中の不幸の時が多い」と語ったという³¹⁾。この講演は大戦中の昭和十八年におこなわれたもので、当時の折口の認識は、たまたま「只今は」、国学にとって幸福な時代であるというものであった。

とはいえ、折口の講演は、国学により戦意高揚を図るといった趣旨ではなく、むしろ敗戦という来たるべき国難を予感しつつ、その不幸な時代と国学の出番とに備えて、「只今は」国学に励め、との趣旨であつたらう。

また、折口にとっての国学の方法論は、「国史・国文学・道義」を別々に追究することではなくて、相互の連関を保ちながら学ぶことであつた。ここで折口は宣長を引き合いに出して、「本居宣長は或点から言ふと国語学者でもあるし、或点は国史学者・倫理学者であるし、見方によつては歴史家の様でもあります」と述べている³²⁾。なぜなら、国学とはすぐれて総合的な学問であるからだ。宣長から折口にいたるまで、国学の存在意義は、国学がそもそも総合的な学問であるということに尽きる。なんのための「総合」かを問うのは野暮だが、あえて答えるならば、民族性を同定するための総合であつて、だからこそ、それが揺らぐ不幸な時代に、国学は繰り返し求められることになる。

ついながら、山田顕義による国学院の設立趣意書（明治二十三年七月）には、「茲二国学院ヲ設立シテ専国史・国文・国法ヲ攻究シ」とある。折口の「国史・国文学・道義」よりは山田の「国史・国文・国法」なる表現のほうが、グリムによる「歴史と法と言語のトリアード」としての総合的な方法論に引き寄せて説明するには便宜かもしれない。

ちなみに、山田顕義はドイツ派の法制官僚であって、日本法律学校（日本大学）と国学院（国学院大学）の創立に関わった。⁽³³⁾

それはともかくとしても、総合的学問としての国学は、やはり総合的な学問としてのゲルマン学に通じる。とはいえ、折口のいう「道義」の実態について説明するのは難しい。だが少なくとも、近代ヨーロッパに登場する個人主義的な道徳ではなく、日本固有の共同体的な道義と解するべきことは疑いあるまい。だとすれば、同様の発想は、グリムはもとより、同時代のヘーゲルにも見出すことができる。ヘーゲルは主著『法の哲学』を、普遍的な自然法と個人的な市民道徳を経て、民族共同体の「人倫」へと至る歴史的・論理的過程として構想した。自然法も道徳も人倫も広義の「法」であるけれども、抽象的な「法」が具体的な「法律」になるためには、民族的「国家」の確立を待たねばならない、とヘーゲルは考える。⁽³⁴⁾ヘーゲルもグリムも、フランスの占領とウィーン体制という不幸な時代に、それぞれ法哲学とゲルマン学を提唱したということなのだ。

以上、宣長の国学とグリムのゲルマン学を、その共通性に着目して『国学』と呼んできたが、道義や法の問題に立ち入ると、ヘーゲルの法哲学も、もう一つの『国学』であったことに思い当たる。本論稿でこのことを主題的に扱

う余裕はないが、一つだけヘーゲルの言葉を挙げておこう。それは彼の『法の哲学』の序文にみられる、「ミネルヴァの梟は黄昏時に飛び立つ」という一文である。これは、直接には哲学の役割を述べた言葉なのだが、国学は不幸な時代の学問だとする折口の言葉にも重なるように思える。

だとすれば、敗戦ならぬ未曾有の震災に遭遇した黄昏時の今日の日本にこそ、『国学』の何度目かの出番があるということになるのだろう。

注

- (1) 堅田『法の詩学——グリムの世界——』新曜社、一九八五年。
- (2) 谷省吾『ドイツの国学——グリム兄弟の学問——』皇學館大学出版部、一九八四年、五六頁。
- (3) この講演は、一九八二年一月二十二日に、皇學館大学神道研究所の講演会としておこなわれた。谷、前掲書、表紙裏参照。
- (4) 村岡典嗣「国学の学的性格」、同『新編 日本思想史研究——村岡典嗣論文選——』前田勉編、東洋文庫、二〇〇四年、七四頁。
- (5) 同、七五頁参照。
- (6) 堅田『歴史法学研究——歴史と法と言語のトリアード——』日本評論社、一九九二年、において、法思想的観点から概要を示した。
- (7) Deutsches Wörterbuch von Jacob und Wilhelm Grimm.

Leipzig, 1854-.

- (8) 聖書の引用に際しては、フェデリコ・バルバロ訳、講談社、一九八〇年、の現代語訳を用いた。
- (9) 『古事記』倉野憲司校注、岩波文庫、一九六三年、二一四頁、一八頁参照。本居宣長撰『古事記伝』(一)、倉野校訂、岩波文庫、一九四〇年、一六七頁。
- (10) 『古事記伝』(二)、一六七頁、一七二頁。
- (11) 「其ノ文字^{モジ}を用ひ、その漢籍^{フキ}の詞^{コトバ}を借て、此間^{ココ}の事をも書^{カキ}記す」。
- (12) 『古事記伝』(二)、四三頁。神野志隆光「本居宣長『古事記伝』を読む」I、講談社選書メチエ、二〇一〇年、二〇七頁以下参照。
- (13) 『古事記伝』(一)、七〇頁。神野志、前掲書、二一四頁参照。
- (14) 西郷信綱は、「神話の《克服》と《復活》」に関して、抽象的合理主義と非合理主義の「意地悪い循環」を指摘している。西郷『古事記の世界』岩波新書、一九六七年、一〇頁参照。
- (15) 堅田「ヤーコブ・グリムの『ドイツ法古事誌』」、同「ヤーコブ・グリムとその時代——「三月前期」の法思想——」御茶の水書房、二〇〇九年、一九五頁以下。
- (16) 『古事記伝』(二)、二六頁。
- (17) 小林秀雄「本居宣長」下、新潮文庫、一九九二年、六一頁。
- (18) 神野志、前掲書、二〇〇頁。
- (19) 長谷川三千子『からころろ——日本精神の逆説——』中公叢書、一九八六年。一三頁以下、とくに二二頁参照。
- (20) 「おしなべて世の人の心の地、みなから意なるがゆゑに、

それをはなれて、やゝこころのと、いとかたきぞかし」(本居宣長「玉勝間」上、村岡典嗣校訂、岩波文庫、一九三四年、三四頁)。

- (19) Jacob Grimm, Über den Werth der ungenauen Wissenschaften, in: ders., Kleinere Schriften, Bd.7, Nachdruck, Hildesheim, 1966, S.563.

- (20) 堅田「グリム兄弟とゲッティンゲンの七教授事件」、同「ヤーコブ・グリムとその時代」二二九頁以下。

- (21) 堅田「ヤーコブ・グリムとフランクフルト国民議会」、同「法のことば／詩のことば——ヤーコブ・グリムの思想史——」御茶の水書房、二〇〇七年、二一八頁以下。vgl. Grimm, Über Grundrechte, in: Kleinere Schriften, Bd.8, Nachdruck, 1966, S.439.

- (22) 高田敏・初宿正則編訳『ドイツ憲法集』第六版、信山社、二〇一〇年、二二三頁。『新版 世界憲法集』第二版、高橋和之編、岩波文庫、二〇一二年、一六九頁参照。

- (23) 『ドイツ憲法集』第六版、二二頁。vgl. Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Bd.1, hrsg.v. Ernst Rudolf Huber, Stuttgart usw., 1978, S.375.

- (24) フランクフルト憲法の統治機構条項に先行して公布された人権宣言条項の冒頭部には、「ドイツ国民は、ドイツ帝国を構成する諸領邦の邦民から成る」(Das deutsche Volk besteht aus den Angehörigen der Staaten, welche das deutsche Reich bilden.)との文言がみられる。人権条項は統治条項と併せてフランクフルト憲法となったが、この文言はその第一三一条となった。『ドイツ憲法集』第六版、四三頁。vgl. Dokumente zur deutschen Ver-

fassungsgeschichte, Bd. I, S. 389.

- (25) 『玉勝間』上、三三三頁以下。
- (26) 小林、前掲書、下、四九頁以下。二八〇頁以下（補記）。
- (27) 長谷川、前掲書、二〇頁以下。
- (28) 同書、二三頁以下。
- (29) 「漢意」を抜きに「やまとごころ」を語りえない「日本語の致命的弱点」につき、高島俊男『漢字と日本人』文春新書、二〇〇一年、一一四頁以下参照。示唆に富む宣長論である。
- (30) 子安宣邦『江戸思想史講義』岩波現代文庫、二〇一〇年、三四一頁以下参照。藤貞幹に対する宣長の反駁が、宣長と上田秋成との国学論争を惹起した。
- (31) 折口信夫「国学の幸福」、全集、第二十卷、中央公論社、一九六七年、三〇六頁。長谷川、前掲書、一六頁以下参照。
- (32) 折口、三一六頁。
- (33) 山田顕義と国学院および日本法律学校の関係につき、古川薫『剣と法典——小ナポレオン 山田顕義——』文春文庫、一九九七年、三一六頁参照。
- (34) ヘーゲル法哲学の基本思想につき、堅田「ヘーゲル哲学と法の実定性」、同『ヤーコプ・グリムとその時代——「三月前期」の法思想——』三五頁以下参照。

(獨協大学教授)